第八章　農林水産省関係（第百八条―第百十六条）
第九章　経済産業省関係（第百十七条―第百四十条）
第十章　国土交通省関係（第百四十一条―第百六十五条）
第十一章　環境省関係（第百六十六条―第百七十三条）
第十二章　防衛省関係（第百七十四条）
附則

第一章　内閣官房関係

（国家公務員法の一部改正）

第一条　国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「且つ」を「かつ」に、「中から」を「うちから、」に改め、「、これを」を削り、同条第二項中「、これを」を削り、同条第三項第一号中「破産者で」を「破産手続開始の決定を受けて」に改め、同項第二号中「禁錮」を「禁錮」に、「犯し」を「犯し、」に改め、同項第三号中「第三十八条第三号又は第五号」を「第三十八条第二号又は第四号」に改め、同条第四項中「もつ」を「有する」に、「の定める」を「で定める」に改め、同条第五項中「その中」を「そのうち」に、「同一政党」を「同一の政党」に改める。

第二十七条の見出しを「(平等取扱いの原則)」に改め、同条中「すべて」を「全て」に、「第三十八条第五号に規定する」を「第三十八条第四号に該当する」に、「の外」を「ほか」に改める。

第三十八条中「の定める」を「で定める」に改め、同条第一号を削り、同条第二号中「禁錮」を「禁錮」に、「又は」を「又はその」に改め、同号を同条第一号とし、同条第三号を同条第二号とし、同条第四号中「犯し」を「犯し、」に改め、同号を同条第三号とし、同条第五号を同条第四号とする。

第七十六条中「の一」を「(第二号を除く。)のいずれか」に、「に定める」を「で定める」に、「除いては」を「除くほか」に改める。

（医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律の一部改正）

第二条　医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律（平成二十九年法律第二十八号）の一部を次のように改正する。

第八条第三項第一号ハ(1)を次のように改める。

(1)　心身の故障により匿名加工医療情報作成事業を適正に行うことができない者として主務省令で定めるもの

第二章　内閣府関係等

第一節　本府関係等

（特定非営利活動促進法の一部改正）

第三条　特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）の一部を次のように改正する。

第二十条第一号を次のように改める。

一　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

第二十条中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号から第六号までを一号ずつ繰り上げ、同条に次の一号を加える。

六　心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定めるもの

第四十三条の二及び第四十三条の三中「第二十条第五号」を「第二十条第四号」に改める。

（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部改正）

第四条　民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第百十七号）の一部を次のように改正する。

第九条第五号中イを削り、ロをイとし、ハからホまでをロからニまでとし、への前に次のように加える。

ホ　心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定めるもの

（国家戦略特別区域法の一部改正）

第五条　国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）の一部を次のように改正する。

第十二条の五第四項第一号を次のように改める。

一　心身の故障により国家戦略特別区域限定保育士の業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの

第十九条の二第一項中「(同法第三十八条第一号に該当する場合を除く。)」を削る。

（人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律の一部改正）

第六条　人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律（平成二十八年法律第七十六号）の一部を次のように改正する。

第五条第三号を次のように改める。

三　心身の故障により人工衛星等の打上げを適正に行うことができない者として内閣府令で定めるもの

第二十一条第三号を次のように改める。

三　心身の故障により人工衛星の管理を適正に行うことができない者として内閣府令で定めるもの

（衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する法律の一部改正）

第七条　衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する法律（平成二十八年法律第七十七号）の一部を次のように改正する。

第五条第四号を次のように改める。

四　心身の故障により衛星リモートセンシング装置の使用を適正に行うことができない者として内閣府令で定めるもの

第二十一条第三項第一号ニを次のように改める。

ニ　心身の故障により衛星リモートセンシング記録の取扱いを適正に行うことができない者として内閣府令で定めるもの

（国会職員法の一部改正）

第八条　国会職員法（昭和二十二年法律第八十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号を削り、同条第二号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同号を同条第一号とし、同条第三号を同条第二号とし、同条第四号中「前三号」を「前二号」に改め、同号を同条第三号とする。

第十条中「の一」を「(第二号を除く。)のいずれか」に改める。

第二節　国家公安委員会関係

（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部改正）

第九条　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第一号を次のように改める。

一　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者